

日韓会談在日韓国人の法的地位問題に臨む当省
としての態度について

外務省協定案を中心として

(昭三六二二二
入国管理局)

外務省では、標記問題中既に韓国側との話合いでおおむね煮つまつたと思われる諸点について、同省として略々最終的とする協定案を作成し法務省の態度決定を求めている。

その骨子は、おおむね昭和三十五年十一月二十八日局長会議、昭和三十七年三月七日省議、同年十月六日局長会議、昭和三十八年二月一日、同九日各省議と累次報告、審議して来た線に則つているのであるが、その中若干、改めて当省としての態度を決めべき点もあるので、これを中心として説明する。

二 逐条説明

効力発生の日迄か

第一条

千九百四十五年九月二日以前から引き続き日本国に在留する大韓
民国国民及びその子でこの協定の効力発生の日以前に日本国で生ま
れ引き続き日本国に在留するものは、この協定の定めるところによ
り、日本国で永住することが出来る。これらの者の子でこの協定の
効力発生の日から五年以内に日本国で生まれ引き続き日本に在留す
るものについても同様とする。

(1) この点について当省としては、

「太平洋戦争の戦斗の終止の日以前から引き続き本邦に
在留する韓国人」と「平和条約発効の日までに本邦で生
れ引き続き本邦に在留するその子」までを当初主張し続け、

重要点

一、韓国人の子

ヤミノ知事

一、永住権

可う言ふ

一、知事

一、知事

一、知事

交渉の成り行きを見て、後者については「本協定発効の
日までに本邦で生れ、引き続き本邦に在留するその子」
にまで広げる。
との態度で臨むことが決められていた。

韓国側の態度も累次報告の通り、当初「親と子の永住権
の内容が異なることは人道的でない」「二世、三世と先に行
く程日本社会への定着性が強くなるから」として子々孫々
にも永住を許すことを主張し、その後「二十年間は出生す
る子に永住を許しておき、二十年目にその後の出生者につ
いて再協議する」との案を出していたものである。

しかるに、昭和三十八年六月十九日の会合において韓国
側は、

協定発効後五年間の永住許可申請期間中に生れて来る者
を永住許可の範囲に入れてくれれば、従来の主張は一切

撤回する。

と提案した。これは、後出第四条の、協定永住者の子が成年に達するまでの間は親と同様の処遇をするという措置によつて韓国側の主張が一部満たされたことによるものと思われるが、従来の「子々孫々」「二十年後の再協議」の主張が極めて強硬であつたことをかんがみると、相当の譲歩といえる。

(2)これに対し、外務省ではアジア局長を含む略々同省としての態度として右韓国側の提案に応じた線で協定する考えの下に案文を作成したものである（協定発効後五年間というのは申請期間をいうのである）。

協定発効後の五年間は永住許可申請の窓口を開いているのであり、同じく永住許可を申請している親子一家の中でこの期間内に生れて来た子のみ他の兄弟から切り離して永

住許可の申請をシャットアウトするというのは如何にも不条理の感があるし、韓国側が従来の強い主張を切角譲歩して、この線で満足するということであるなら特に困難な問題もないので、妥結の際は当省としても右外務省の考えに同調してよいと思ひのである。

第二条

1 第一条に掲げる者で日本国で永住しようとするものは、日本国政府に対し、同政府の定める手続に従つて、この協定の効力発生の日から五年以内に永住許可を申請し、その許可を受けなければならない。ただし、同条第二文に掲げる者については、永住許可の申請期限を出生の日から六十日以内とする。

2 1の規定に基づいて永住許可の申請があり、その許可が与えられる場合には、手数料を徴収されない。

(1) 永住許可の方法としては、個別に申請させて要件の具備を審査の上許可することとし、法律によつて南北鮮を問わず、一括して特殊の永住権を附与するという方法は考えていな

い。「個別申請」「申請期間は五年間」というのは、会談当初から日韓双方の意見が一致していることであり、在留管理の適正を期するためにも、従来から野放しの朝鮮人の実態を把握する必要を痛感している当局として、この際これらの審査の過程においてこれを実現したのである。

今次協定が韓国国民を対象として種々交渉の末結ばれたものであり、協定上の永住権の内容に日韓両国がそれぞれ義務ないし負担を伴う問題が含まれていること、日韓交渉が三十八度以北にオーソリティーが存在し、在日朝鮮人の支持も南北に分れているという現実立って進められていること、北鮮当局は、本協定に反対の態度をとっていること等を考えれば、法律による一括付与説は到底とることができない。また、在日北鮮系朝鮮人に対する公安的見地から、別個に処理する方が得策である。

所見あり
矢張り

(2) 個別に許可することとすると、申請しない者や協定を認めない朝鮮人の処遇が直ちに問題になるであろうが、五年間の申請期間内における協定、永住許可状況の推移を見た上で、期間内あるいは期間経過後に、入管令上の一般永住を許可するかどうかを考慮すればよい。それまでは法一二六による在留を認めることとなる。

第三條

第二條ノの規定に基づいて永住の許可を受けた者は、その者がこの協定の効力発生の日以後次に掲げるいずれかの者となつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

(1) 内乱に関する罪、外患に関する罪又は騒擾の罪を犯したことに

より禁こ以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者並びに内乱及び騒擾に付和随行したことにより刑に処せられた者を除く。）

(2) 官利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期又は二年以上の懲役又は禁こに処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回以上刑に処せられた者

(3) (1)及び(2)に掲げる者を除くほか、無期又は七年を超える懲役又は禁こに処せられた者

(4) 日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行なった者

(1)終戦前から引き続き在留する韓国人に対しては、昭和三十

特別を留

二年十二月三十一日のいわゆる相互釈放覚書により事実上強制退去ができず今日に至っており、韓国側はこの六年余の既成事実から少しでも引き下ろすことは困るとの前提で本問題の討議に当りながら結局お互いに筋を通すためにある程度の譲歩をし、既に(3)（兇悪犯）、(4)号（外交上の加害者）については合意が成立している。

(2)この除残している問題について当省として次のように致したいのである。

イ、(1)の「内乱罪、外患罪、騒擾罪を犯した者」に関し、韓国側が「付和随行的な者まで退去ということでは困るから、二年以上の刑に処せられた者（執行猶予を除く）との絞りをかけてほしい」と主張するのに対し、日本側は「付和随行者を除く程度ならよいが、二年以上の絞りは強過ぎる」と反対しているのであるが、この点につい

て現在のわが方主張を貫くか（外務省作成案文通り）、あるいは妥結のための譲歩として、名を捨てて実を取るとの考え方から「一年以上の刑」で絞ることまで譲歩する（一年以上とする付和随行を除いた場合に比し、騒擾罪の六月以上一年未満が増すのみで、殆んど現案通りといえる）か今後の成り行きでその何れかを取ることと致したい。

ロ、(2)の「麻薬犯」については、麻薬犯関係の、罰則から常習犯が削除されたことにかんがみ「麻薬犯三回以上」を韓国側に要求しているところ、韓国側は引き取り後の処置に困るとして容易に同意の色を示さないが、趣旨としては十分理解しており、既に「営利目的で三年以上の刑に処せられた者」（日本側は二年以上を主張）については同意しているのであるから、なお弾力的に交渉することとしたい。

第四条

1 第二条ノの規定に基づいて永住の許可を与えられた者の子で日本国で生れたものは、日本国法令の定めるところにより、成年に達するまで引き続き日本国に在留することができ。

2 1の規定に基づいて日本国に在留する者は、第三条に掲げるいづれかの者となつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

3 その者が成年に達した後永住許可を申請したときは、素行が善良であり、かつ、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがない限り、その者の永住は、許可される。

4 3の規定に基づいて永住を許可される者は、貧困又は疾病を事由として日本国からの退去を強制されない。

決意
手印
お後

(1) 1、2項は要するに本協定に定める永住許可の対象とならない子について、成人に達するまでは協定永住者である親と同等の待遇を与えるということであつて、韓国側の「子女孫々にも協定上の永住を与えるべきである」「子を親から引き離す（退去強制事由に差があるので）ことは人道主義に反する」「親と子の処遇（永住許可の内容）が違ふのは困る」という主張にも一理があるし、さりとて、そのような遠い将来のことを約束することはできないし、また、子孫に協定永住を保障することは特殊な外国人を永久に認めることになつてその処遇上困るので、妥協点としてこの程度の保障をしようとするものである。従来、退去強制実務運営の線にもそつてゐるし、人道的にも理由があり、さ

して問題ではない。

(2) 3、4項はこれらの者が成人に達した時は、本人の自由な意思で「日本への帰化」又は「帰国」をするか、それとも「外国人として日本に在留するか」を選ぶこととさせ、その際外国人として日本永住を望むならば、国内法上一般の永住をなるべく容易に許可し、その在留の保障を一般よりやや強くしてやるということで、(1)記載と同協の趣旨に出たものである。

なお、協定案上には現われていないが、成人に達した際の選択に関連して韓国側は、本人が帰化を希望した際は、「素行善良」「独立の生計を営むに足る技能又は資産」の二要件を緩和し、容易に許可されるようにしてほしく、それらも付属文書のような明確な形を取つて貰わないと、運用上緩和するといわれただけでは在日韓国人に安心感を与え

られないので困ると主張している。

これら韓国人が外国人のままで本邦に定着するということは、政治的、社会的に多くの問題を惹起する一種の少数民族化することになることは明らかであるから、わが方としても帰化が促進されることは望ましく、直接、また、直ちにこの少数民族問題の解決にはならないにせよ、百年先における解決の糸口とするため、協定締結に当つて、何らかの形で韓国側の要望に応えることがよいと思われる。

三 付属文書の説明

合意議事録等付属文書の骨子（案）

下記の趣旨を合意議事録にとどめることとする。

一 永住許可の方法

大韓民国政府は、協定第二条ノの規定に基づいて永住許可を申請する者が、当該申請の際、大韓民国の国籍を保有していることを証明する書類を提出するか、又は大韓民国政府による国籍の証明が行なわれることを、日本国政府により要求されることを認め、かつ、これに協力する。

二 退去強制

- (一) 日本国政府は、協定第三条(2)又は(3)に該当した者であることにより退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成等に照らして人道的考慮を払う。（この点は、非公表とする。）
- (二) 日本国政府は、協定第三条(4)に該当した者であることにより

退去を強制しようとする場合には、その送還予定日から三十日前までにその旨を大韓民国政府に通報する。

三 協定永住権者の子

日本国政府は、協定第四条3の規定に基づいて永住を許可された者の退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成等に照らして人道的考慮を払う。

(1) 「永住許可の方法」関係では、韓国側の国籍証明は外務省条約局のかなり強い主張であり、当省としても在日朝鮮人の在留管理の一環として長年必要を痛感していた点でもあるので外務省案を支持したい。

(2) 「退去強制」関係の中、(一)および三協定永住権者の子の人

道的考慮は従来の退去強制実務運営上の実態に即した約束であるから問題なく、(二)の事前通報については「日本国の外交上の重大な利益を害したか否か」の認定については日韓間に相当争いを生ずる余地があると思われる上、韓国側が右認定について事前協議することを強く主張していたのに対し、筋を通しつつこれをなだめるためこのような措置を設けようとするのであるし、強制送還については相手が受取りを拒否すれば事実上実施できないのであるからこれまた已むを得ないと思料する。